

# 令和2年第1回上毛町議会臨時会会議録

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和2年4月24日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人      2番 友岡みどり      3番 岩花寛之      4番 田中唯登志

5番 廣崎誠治      6番 宮本理一郎      7番 峯 新一      8番 三田敏和

9番 安元慶彦      10番 茂呂孝志      11番 荒牧弘敏      12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 会計管理者 佐矢野 靖

総務課長 永野英憲・ 税務課長 堀田京介・ 子ども未来課長 園田秀秋

総務課主幹 宮吉保男

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好

議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和2年第1回上毛町議会臨時会議事日程

令和2年4月24日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上毛町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 7 議案第34号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第2号）

## ○ 会 議 の 経 過

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。

定刻になりました。御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様もお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから令和2年第1回上毛町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付の運営資料のとおりです。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、6番宮本議員、7番峯議員を指名します。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、会期の決定を議題とします。

臨時会の招集が予定されてから、議会運営委員会に臨時会の運営について諮問しましたところ、4月21日に委員会を開催していただき、答申を頂きました。委員会の答申は、会期を本日1日とする答申でした。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された議案は、町長からの専決処分3件、補正予算1件の計4議案であります。

お手元に配付しています運営資料の議事日程を御覧ください。

本日の日程は、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、引き続き議案内容の説明を受けた後、質疑を行います。質疑が終了した後、討論、採決を行いますので、御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長に出席の要求をいたしましたところ、

お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

○議長（宮崎昌宗君）これから、議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

日程第4議案第31号、日程第5議案第32号、日程第6議案第33号、日程第7議案第34号、以上4件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年第1回上毛町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、皆さんも御承知のとおり、日本中、そして全世界において、新型コロナウイルス感染拡大はとどまるところを知らず、死者も増え続けている状況にあり、一刻も早いワクチン、特効薬の開発が待たれるところであります。

また、医療現場の第一線に立たれている方々には、危険を顧みず、夜を徹して感染者の対応に追われている状況であり、心から敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

上毛町としては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設け、住民の生命と財産を守る観点から、様々な支援策を検討し、既に対策を講じているものもありますが、先の見えない状況の下、大きく三つの支援を行っています。

一つは、物的支援であり、医療・福祉施設をはじめ、妊婦さん並びに子供たちにマスクの配布を優先的に行い、また、消毒用の次亜塩素酸水については、役場玄関前において無償で配布しているところであります。

二つ目は、人的支援になりますが、現在、放課後児童クラブに対して、3密回避のため、子供たちをできるだけ少人数に分けて運営を行っておりますが、どうしてもスタッフが不足するため、その対応として、1日6名の教職員と10名の役場職員を応援に派遣しているところであります。

そして三つ目には、金銭的支援として、先般、マスコミ等で報道されましたように、全ての町民に一律2万円の給付を行うことと決定したところであり、本日、この臨時

会において、予算の御審議をいただくこととしております。

国が、一部の事業者向けに給付するのか、国民一人一人に個人向けに給付するのか決めかねておりましたので、それでは間に合わないと思い、いち早く決定し、15日に議長に一律2万円を支給することを伝えた後、地元大臣へもこの件を報告したわけですが、それが届いたのか、翌16日の夜、国の方向が一転し、一律10万円の決定に至ったわけでございます。

2万円の根拠といたしましては、先ほど申し上げましたように、国の決定が遅れておりましたので、国へのアピールもありましたし、町として、当面の自宅待機の間、しのげる金額と考えておりますが、町民の皆さんの希望の光をつなぐメッセージでもあると御理解いただきたいと思っております。

また、所得制限を設けないことに関しては賛否両論あろうかと思っておりますが、町民7,600人全てに対して何がベストか、様々な検討をいたしました。所得制限を設けた場合でも不公平感は払拭できないと判断し、スピード感、そして地域の結束を重視したということでもあります。

顔見知りかほとんどといった小さな町において、今こそ心を一つに、喜びも苦しみも共に分かち合い、助け合うことが地域社会のまさに原則、プリンシプルであり、線引きはできないものと考えております。

なお、本町が5月1日を基準日と決定した後に、国の一律10万円の基準日が4月27日と決定されました。これに伴い、町としても、町民の混乱を防ぐために、4月27日に遡って基準日を国に合わせたところであります。ただし、既に発表している基準日との誤差、この間の転入者、出生者については、特例として認めざるを得ないと考えております。

今回のような前例のない不測の事態が生じた場合、どこの行政も、そのスピード感が鈍いことが弱点となっております。政治は決断力とスピードです。議論百出の中で、今回このような決断ができましたのは、日頃より町民の皆様が、町政に特段の御理解と御支援を頂き、また、議員各位が背中を押してくださるおかげであり、この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

全ての町民がワンチームとなって、手はつなげませんが、心はがっちりつなげて、どうかコロナ撲滅に御協力いただきたいと存じます。

それではこれより、提案理由の説明を申し上げます。

本日の臨時会に提出しております案件は、専決処分3件、補正予算1件の計4案件であります。

順次、提案理由を御説明いたします。

議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例等の一部を改正する条例）であります。地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、本町の税条例等の一部を改正する条例を同日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第1項及び第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第32号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。今回の改正は、課税限度額の引上げと軽減判定基準の拡充を行うための改正であり、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第1項及び第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第33号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上毛町一般会計補正予算（第1号））であります。新型コロナウイルス感染症対策として、会計年度任用職員の任用並びに対策用マスクの購入など、人的、物的両面で早急に対応するための予算措置が必要となったため、4月10日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第1項及び第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第34号、令和2年度上毛町一般会計補正予算（第2号）であります。今回の補正額は、1億7,250万4,000円で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億2,569万7,000円とするものであります。

歳出では、新型コロナウイルス感染症の影響により、日々不安な生活を強いられている住民の皆様に対し、迅速に思い切った支援を差し伸べる観点から、緊急に生活維持のための支援を目的として行う上毛町緊急生活支援金支給事業の関係経費と、国の緊急経済対策の一環として児童手当を受給する世帯を対象に実施されます子育て世帯臨時特別給付金の関係経費をお願いしております。

今回の補正財源としては、上毛町緊急生活支援金支給事業については、財政調整基金の取崩しにより措置し、子育て世帯臨時特別給付金につきましては、全額、国から

の補助金を充当しております。

以上、概略を御説明申し上げましたが、今回の案件につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関係経費を含めた、いずれも重要かつ緊急なものでございますので、慎重に御審議をいただき、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

日程第4、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀田京介君）それでは、議案第31号について御説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例等の一部を改正する条例）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年4月24日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、これに準じて本町税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。専決第1号、専決処分書をつけております。令和2年3月31日に専決したものでございます。

次のページをお願いいたします。このページから、上毛町条例第13号の上毛町税条例等の一部を改正する条例を記載しておりますが、改正内容については、お手元にお配りしています4月臨時議会説明資料のほうで説明させていただきます。

説明資料1ページに税条例の一部改正の内容の説明がございますので、これに沿って説明させていただきます。なお、この改正条例ですが、今回、地方税法の改正のうち、令和2年4月1日施行分について専決処分とさせていただきます。

まず、単身児童扶養者に該当する場合の記載を不要とする措置ですが、税条例では、第36条の3の2が給与所得者、第36条の3の3が年金所得者の該当条文となります。これについては、今回の税制改正により、子を有する寡婦、寡夫、未婚の独り親の区分がなくなり独り親として定義されたため、記載を不要としたものでございます。

なお、この独り親の定義については、次回6月議会に条例改正案を提出する予定です。

続いて、所有者不明資産について、使用者を所有者とみなすことができる規定及び所有者個人が死亡されている場合の現所有者の申告ですが、税条例では、それぞれ第54条第5項、第74条の3が該当条文となります。これらについては、関連性がありますので、併せて説明いたします。

固定資産税の納税義務者は、原則として固定資産の所有者であり、土地または家屋についての所有者は、原則として登記記録上の所有者をいうこととなります。ただし、所有者として登記等をされている者が死亡されている場合には、現に所有している者、通常は相続人が新たな納税者になります。

納税義務者が死亡しても、相続登記がされないと、町は、死亡の事実及び新たな納税義務者となる相続人について、戸籍等を調査し特定する必要が生じ、これらの調査に対しては、多大な時間と労力が必要とされているところです。ただし、他の市町村では、こうした調査を尽くしても所有者が一人も明らかにならないケースが存在します。

このようなケースについて、当該資産を使用している者がいる場合は、現行法上は使用者に課税することができませんでした。現行法では、地方税法第343条の第4項において、例外として、震災等の事由によって所有者が不明な場合に限り、使用者を所有者とみなして課税できるものとされており、課税の公平性の観点から課題が指摘されておりました。

これを受け、税条例第54条第5項の規定により、一定の調査を尽くしてもなお所有者が一人も明らかにならない場合には、その使用者を所有者とみなして、課税台帳に登録し課税することが可能となり、関連として、税条例第74条の3の規定により、所有者として登記がされている個人が死亡した場合、現に所有している者に固定資産の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようになりました。

続いて、たばこ税の課税免除の簡素化ですが、第96条第2項が該当条文となります。これについては、卸売販売業者等において、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の保存を前提に申告書への添付を不要とする等、手続の簡素化が図られました。

続いて、肉用牛の課税の特例の適用期限の延長ですが、附則第8条第1項が該当箇



所となります。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を再度3年延長し、令和6年までとしたものでございます。

続いて、わがまち特例の見直しですが、附則第10条の2が該当条文となります。まず、特定水力発電設備の特例として、現行の第14項を廃止し、第17項で再度割合を変更して規定しております。割合が3分の2から4分の3に変更されております。次に、浸水被害軽減区域の指定を受けた土地の特例が創設され、第25項に規定されております。現状においては、この2点とも本町に該当する資産は確認できておりません。

また、他の修正箇所については、過去の税条例の改正に係る元号の改正、地方税法等の改正に伴う条ずれ等の規定の整備、文書修正等がございます。

以上、概略ではございますが、税条例等の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第5、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀田京介君） それでは、議案第32号について説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年4月24日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、これに準じて本町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。専決第2号、専決処分書をつけております。令和2年3月31日に専決したものでございます。

次のページをお願いします。このページから、上毛町条例第14号、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を記載しておりますが、改正内容については、お手元にお配りしています議会説明資料のほうで説明させていただきます。

議会説明資料2ページに国民健康保険税条例の一部改正の内容の説明がございますので、これに沿って説明させていただきます。

まず、課税限度額の引上げですが、条例では、第2条及び第23条が該当箇所となります。これは、基礎課税額に係る賦課限度額の上限を61万円から63万円と2万円の増額、介護納付金課税額を16万円から17万円と1万円の増額をするものです。

続いて、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の拡充ですが、条例では第23条が該当箇所となります。これについては、物価上昇などの影響でこれまでの軽減対象者が外れてしまわないよう、経済動向を踏まえ、5割軽減と2割軽減の軽減判定基準が引き上げられています。変更については、5割軽減については、加入者1人当たり5,000円の増、2割軽減については、加入者1人当たり1万円、軽減判定の基準が拡充されております。課税限度額、軽減基準額については、ここ数年、毎年、増額、拡充されております。

以上、概略でございますが、国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わ

らせていただきます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）今回の改正内容は、課税限度額の引上げ部分、これは増税になります。軽減措置に係る軽減判定基準の拡充部分は減税となりますが、トータルで考えるとどうなるのでしょうか。

それから、7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象者は、それぞれ何人おられますか。

○議長（宮崎昌宗君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）今の質問ですけど、トータルに考えてどうなるかというのは、結果的などころになりますので、今現在の限度額の対象者と軽減の対象者について説明させていただきます。

今、賦課限度額の対象者、平成31年じゃなくて、令和元年度の対象、3月末現在ですけど、医療分については5件、支援金については7件、介護分については2件の対象世帯が存在しています。

続いて、軽減の対象ですけど、7割軽減の対象世帯は388世帯、32.1%、5割軽減の対象世帯は183世帯、15.5%、2割軽減の対象世帯が166世帯、13.7%、計61%の方が軽減の対象世帯となっています。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第32号は反対の立場から討論いたします。

課税限度額が引き上げられ、増税の部分があるので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(宮崎昌宗君) 起立多数。したがって、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて(上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長(宮崎昌宗君) 日程第6、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上毛町一般会計補正予算(第1号))を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(永野英憲君) それでは、議案第33号につきまして御説明をいたします。

議案第33号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上毛町一般会計補正予算(第1号))について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月24日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、4月17日の議会全員協議会において報告をいたしました。人的、物的両面におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組を早急に行う必要が生じたため、新型コロナウイルス感染症対策経費を4月10日付の専決処分により予算措置を行わせていただいたものでございます。

次のページに、専決第3号といたしまして、専決処分書を添付しております。

次のページに、令和2年度上毛町一般会計補正予算(第1号)の添付をいたしております。

それでは、予算書によりまして、補正予算の内容につきまして御説明いたします。

今回の専決による補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ719万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億5,319万3,000円としたものでございます。

補正予算の内容でございますが、予算書の7ページをお願いいたします。

4款1項1目の保健衛生総務費に新型コロナウイルス感染症対策の人的措置といたしまして、会計年度任用職員1名分の報酬、それから職員手当等の経費として219万3,000円、同じく2目の予防費に新型コロナウイルス感染症対策用のマスク10万枚の購入費と次亜塩素酸水等の消耗品費といたしまして500万円をそれぞれ予算措置をさせていただいております。

この財源につきましては、普通交付税により措置をさせていただいております。

以上で議案第33号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）会計年度任用職員の雇用の期間ですけど、1年間なんですか。

それと、コロナウイルスのマスクの購入440万円、これ、何枚買って、どこに配るのかお聞きいたします。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）会計年度任用職員につきましては、1年間ということで、今、予算計上はさせていただいております。

それから、マスクの枚数でございますが、10万枚購入をさせていただきまして、これにつきましては、特に医療関係、また福祉施設等への配布を考えております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上毛町一般会計補正予算(第1号))は、原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長(宮崎昌宗君)日程第7、議案第34号、令和2年度上毛町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(永野英憲君)それでは、議案第34号につきまして御説明いたします。

議案第34号、令和2年度上毛町一般会計補正予算(第2号)。令和2年度上毛町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,250万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,569万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和2年度4月24日提出。上毛町長、坪根秀介。

予算書の8ページをお願いいたします。

今回の補正予算による歳出予算の内容でございますが、まず2款1項1目一般管理費に1億6,121万2,000円の増額補正をお願いしております。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により日々不安な生活を強いられている住民の皆さんに対し、迅速に思い切った支援を差し伸べる観点から、緊急に生活維持のための支援を目的として行います上毛町緊急生活支援金支給事業の関係経費をお願いしているものでございます。

内容といたしましては、11節需用費に支給事業を行うために必要な消耗品費、郵送用の封筒等の印刷費といたしまして80万円、12節役務費に郵送のための切手代並びに口座振替による振込手数料といたしまして241万2,000円、13節委託料に支援金を支給するためのシステム構築委託料といたしまして200万円、それから、19節負担金、補助及び交付金に生活緊急支援金といたしまして、住民1人当たり一律2万円を支給いたします経費として1億5,600万円をお願いしているもの

でございます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費でございますが、1,129万2,000円の増額補正をお願いしております。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策において、国の緊急経済対策の一環として、児童手当を受給している世帯に対しまして1万円の上乗せを行います子育て世帯臨時特別給付金の関係経費でございます。

内容といたしましては、11節需用費に支給事業を行うために必要な事務用消耗品費といたしまして5万円、12節役務費に案内チラシ等の郵送代並びに口座振替による振込手数料として15万4,000円、13節委託料に給付金を給付するためのシステム改修委託料として52万8,000円、19節負担金、補助及び交付金に臨時特別給付金といたしまして1,056万円をお願いしているものでございます。

今回の補正財源につきましては、予算書の6ページ、7ページに記載をしておりますが、上毛町緊急生活支援金支給事業につきましては、財政調整基金の取崩しにより予算措置をしており、子育て世帯臨時特別給付金につきましては、全額国庫補助金を充当しております。

以上で議案第34号の説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）町長、先ほど、住民への、町民への希望の光として給付をするというふうにおっしゃいました。まず、1人当たり2万円とした裏づけ、理由は何でしょうか。

次に、他自治体に先駆けて、いち早く実施しようとした、その本心は何でございましょうか。

次に、他の自治体に先駆けてやらなければいけないというふうに判断したのは、町長独自の判断だったのでしょうか。執行部全体の御判断だったのでしょうか。

その辺、いかがですか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）判断につきましては、私も含む執行部で十分に検討したということでございますし、2万円の根拠は、先ほども申し上げましたように、国の決定が遅

れておりましたので、国へのアピールということもありました。例えば家族5人であれば、1人2万で10万円の支給を受けられるわけですね。そうすれば、こういった緊急事態宣言の間、しばらくはしのげるだろうということと、やはり企業向けもいずれ考えなきゃならんと思いますけども、スピード感を出すために一律で2万円としています。その辺の線引きをする作業に時間がかかりますから、その辺のスピードを出すために2万円としたということでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）すみません、2点、質問をさせていただきたいと思います。

まず一つが、4月17日にプレス発表をしておりますけれども、その後、この1週間の住民票の異動に対して何か不審な動きとかいうことがなかったかどうか。

それと、支給の基準日を5月1日から4月27日にするという説明が先ほど町長からありましたけれども、それに伴って、死亡と転出に対する対応というのをどういうふうにするのか、もう一度説明していただければと思います。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）まず、住民票のそういう不正みたいな届出がないかということでございますが、現時点ではそういうことは聞いておりません。

それから、先ほど基準日を当初の5月1日から今回4月27日に変更ということで、そうした場合、4月28日から30日の間で転入、出生については該当しないようになります。今回、そういうところをすくうための特例というようなことで、その方々に対しても対象にするというようなことで決定をしておりますので、4月27日が5月1日になったというようなことで、そういう受けられる対象にならなくなったというようなことはございません。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）この予算、先ほど7,600人分と言ったと思うんですけど、これ、金額を見ると、7,800人を組んでいますので、プラス200人という形を読んでいるかなと思います。

それと、全員協議会の中で説明がございましたが、手続の開始が連休明けぐらいになるんですかね。

それと、支給については国より早くなるものかどうか。その辺をお聞きします。



○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）一応、全協で現在の住民基本台帳の登録者は、3月末が7,608なんですけど、住民票をこちらに置いていない方とか、そういう方がございます。そういう方も、もろもろ含めたところで、ちょっと余分に予算的には組ませていただいたということがございます。

それから、申請につきましては、今、準備をいたしております。それで、遅くとも5月の11日頃。11日の月曜日ぐらいには発送できたというふうには思っておりますが、何せそのところは今準備をしておりますので、はっきりとは言えません。できるだけ早くということがございます。

それから、国と町はどうするのかということがございますが、今考えているのは、混乱を避けるために、国と町と、申請については同じでやりたいというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）先ほど、同じでやりたいということについて、再度お願いしたいと思いますが、国が、早い自治体、小さい自治体は、5月の最初から申請を受け付けるような話でしたが、その話ですね。そこをきちっと整理していただきたいのと、支給方法も国と同じ方法でやるのかどうか。手続の仕方ですね。

それと、先ほど住民票がないというふうに言われたことに対する説明と、特に、DVとかいう被害を受けていて、住民票は旦那の下にあるんやけど避難している人、そういう人たちに対応するのはどう対応するのか。

それから、税制面で、今までの支援と同じように、所得税や個人住民税は非課税になるのか。その辺についてお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）まず支給方法でございますが、一応、今の国のほうが示しているのは郵送、それからオンラインというようなことでございますので、うちのほうも、そういうことで合わせさせていただきたいというふうに思っておりますが、そういうことができない場合は、窓口対応というようなことも考えていきたいと思っております。

DV、先ほど言いましたように、人数をちょっと上乗せ、足していただいているというのはそういう方々がおられますので、そういう方の対応もさせていただくということで、若干の人数の上乗せをさせていただいているということがございます。

税法上については、国のほうが一旦、国の分については一応そういう税法上の措置をするというようなことの報道も流れましたが、まだはっきりとしたことは示されておりませんが、特措法でそういう形にはなろうかと思えます。

ただ、町のほうについては、独自というようなことで、最終的に国のほうの判断になるんでしょうけど、そういう収入にというようなことを、今、ならないというようなことは、この場でははっきり申し上げることはできません。一応、一時所得というような取扱いになろうかとは思えます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）国の支給と同じということでしたが、その中に全員の、世帯主プラス、あとそれにぶら下がる人たちの名前があると思いますが、そこ、個人個人、支援金が要る要らないという表記ができるというふうにあったと思います。町も同じようなことになるんでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）一応基本的には同じような様式にはなろうかと思えます。若干変わるかとは思いますが、なろうかと思えます。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）三田議員さんと同じような質問内容になるんですけど、一番心配しているのが、国と町と同時期に手続を開始するような形になりますね。そうすると、町民は同じような書類に同じように記入して発送しなければいけない、手続をしなければいけないということでございます。対象者はどちらも同じですので、それを町のほうで一本化して手続ができないのかどうか。皆様方の知恵をしっかりと働かせて、迅速にスピード感を持って、簡素化したような支給体制をお願いしたいと思っております。

それから、もう1点ですけど、マスクを専決で10万枚ほど購入すると予算計上されております。今後、医療とか福祉とかの施設にも必要だと思うんですけど、住民に、約8,000弱ということであれば、10枚ずつ配布しても8万枚ですね。そういうことで、今マスクも購入がなかなかできない状況でありますので、そういうことも検討をされたらどうかということも、お願いがてら質問させていただきます。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）町の支援金と国の給付金につきましては、そういう形で、1

枚の紙で申請できるような方向で今、検討はさせていただいております。

マスクは町長からいいですか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）住民向けのマスクにつきましても、今、友岡議員がおっしゃったように、1人10枚ということで検討しているんですね。検討しているんですけども、これは非常にコンテナが混雑してしまっていて、いつ入ってくるか分からない状況なので、その辺、ちょっと国にもお願いして、できるだけ早い段階で配布したいと考えております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）国の10万円と町が支給する2万円ですが、国は収入として見るということになるかもしれませんが、町の2万円は別途所得として見ないという方向で検討していただきたいと思います。

それと、新型コロナウイルスの影響でリストラになる、減収した方が出た場合、国保税、税の減免、税の徴収の猶予、または個人の商売による収入が減った、そういう方への利子補給、こういうものも考えていく考えがおありなのかどうかお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）まず一時所得のほうなんですけど、これについては、もう法律がございまして、うちのほうとしては、これについても非課税扱いしてくださいという要望を出すしか方法はないという形になります。

それと、税の減免等については今現在、国において、まだはっきりとはしていませんけど、途中段階では、そういう減免の規定の内容が送られてきています。これについて、一応税条例等の改正が必要になりますけど、コロナウイルスの対応についての減免については、それ専用の減免の条文が出来上がる見込みではございます。

○議長（宮崎昌宗君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）事業者等の支援でございますけども、町長から御指示をいただいて、担当課のほうでそういった支援策についても早急に検討するよう指示を出しているところでございますので、その辺もまた完成し次第、御説明をいたしてまいります。

○議長（宮崎昌宗君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）先ほどの期限の特例というか、徴収の猶予等ですけど、今、実際、来週ぐらいに国会でそういう特例の条文が通る予定となっています。それが通り次第、うちの税条例等についても、また改正していくというような形になっていくと思います。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）本議案、上毛町一般会計補正予算（第2号）について、私は賛成の立場より討論いたします。

新型コロナウイルスの全国的感染において、本町住民も生活、仕事、近所付き合い等、多大な迷惑と恐怖を感じている事実は否定のしようがございません。そこで、他自治体に先駆けて、住民全員、幼児から老人に至るまで、1人当たり2万円の臨時特別給付金を決断されたことは大いに賛成できるものでございます。

今こそ、日頃の不自由、御苦勞なさっている住民に対して、町政への御協力や御迷惑をおかけしていることに対し、万分の1でも報いるべきときであると考え、町民に還元すべき絶好のタイミングであると考えます。スピード感を持って実施すべきであると考え、本議案に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第34号、令和2年度上毛町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）以上で、本日の日程は全て終了しました。

令和2年第1回上毛町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時48分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 月 日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員